



2015.10

消費者相談室ニュース

マイナンバーに便乗した 不審な業者にご注意！

マイナンバーは、住民票を持つ人たち1人に1つずつ配布される12桁の番号です。2015年10月から番号が通知され、2016年1月から社会保障、税、災害対策の行政手続でマイナンバーが必要になります。

このマイナンバーの発行・通知に関して、

- ・行政機関の職員を名乗り、口座番号や資産などの情報を聞き出そうとする不審な電話や来訪
- ・マイナンバーの管理をうたう業者からの不審な電話や来訪
- ・早く手続きをしないと刑事問題になるという不審な電話などのマイナンバーに絡む相談が寄せられています。

マイナンバーは大切な個人情報ですので、むやみに人に教えてはいけません。

不審な電話はすぐに切り

来訪があっても断ってください。

少しでも不安を感じたら、当相談室またはお近くの消費生活センター(消費者ホットライン 188)に相談してください。

マイナンバー制度への問い合わせは、

0570-20-0178(全国共通ナビダイヤル)

消費者相談室では、来室・電話・FAX・メールにて相談を受け付けています。消費生活についてわからないこと、困ったことがありましたら、お気軽にお問い合わせください。相談料は無料です。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

主婦連合会 消費者相談室

火・木 10:00~16:00

千代田区六番町15番地 主婦会館プラザエフ3F

TEL 03-3265-8135 FAX 03-3221-7864

URL <http://www.shufuren.net/wordpress/cc/>

